

**第三期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画（仮称）策定支援業務委託
に係る企画提案競技実施要領**

1 趣旨

この要領は、第三期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画（仮称）（以下「第三期計画」という。）の策定に係るアンケート調査及び計画策定支援の業務委託に当たり、受託候補者を企画提案競技によって選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の名称

第三期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画（仮称）策定支援業務委託

3 予算上限額

7,877,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※アンケート調査業務は3,877,000円、計画策定支援業務は4,000,000円を上限とする。

※上記の金額は、予算の上限であって契約額ではないので留意すること。

4 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

5 業務目的及び業務内容

別添「第三期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画（仮称）策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

6 企画提案競技参加資格・企画提案競技参加申込書の提出

令和6年4月1日付け告示第360号のとおり

7 説明会

説明会は実施しない。

8 質疑応答

本業務に関して質問がある場合には、質問書（様式第8号）に質問事項を記載し、電子メールを送付して行わなければならない。送付後は、電話で受信を確認すること。（電話及び窓口での質問には応じない。）

(1) 受付期間

告示日から令和6年4月8日（月）午後5時15分まで

(2) 提出先

鹿児島市こども未来局こども政策課

Eメール kodo-kikaku@city.kagoshima.lg.jp

電話 099-216-1514（直通）

(3) 回答方法

回答は、令和6年4月10日（水）までに、本市ホームページに掲載する。

9 企画提案書の提出

(1) 提出品目

- ① 企画提案書等提出書（様式第6）
- ② 企画提案書（積算内訳書含む。）

仕様書の内容が分かるように作成するとともに、企画提案書の作成にあたっては、次の点に留意すること。

ア 業務実績

子ども・子育て支援事業計画などのこども施策に係る計画策定支援及びアンケート調査に関する過去5年の実績を記載すること。（計画名称、自治体名、受託期間）

イ 業務実施体制

人員や業務実施体制を、アンケート調査業務と計画策定支援業務に分けて作成すること。また、業務に直接携わる者の同種・類似業務等の経験の有無、経験年数を記載し、本市との窓口となる担当者に印を付すこと。

ウ スケジュール

アンケート調査業務と計画策定支援業務について、調査のスケジュールや本市子ども・子育て会議の開催時期（案）を参考に、成果品完成までの本市と受託業者の具体的日程を作成すること。

エ アンケート調査業務

調査票の回収率向上策や、集計結果から調査対象者の意識の傾向等をきめ細やかに把握するための分析方法、視覚的に分かりやすい調査報告書の作成など、アンケート調査における工夫や手法を提案すること。

オ 計画策定支援業務

近年の国のこども施策の動向を踏まえた策定に向けての基本的な考え方のほか、法令や国の動向等、他都市事例の情報収集方法について記載すること。

また、第二期計画の施策体系（本市ホームページ掲載の第二期計画、68ページから69ページにある第4章「施策の展開 1 施策の体系」）を参考に計画の施策の体系のイメージを提案すること。なお、第三期計画は仕様書4①に、仕様書4②～⑦の各計画が内包される構成を想定している。

カ 独自提案

上記以外に、これまでのノウハウや強みを活かした、計画策定あたっての独自の提案や本市の負担軽減につながる提案などがあれば、概要を記載すること。

キ 見積書（様式第7号）及び積算内訳書

※1 見積書の金額については、消費税額及び地方消費税額を含むこととし、積算内訳書（様式任意。A4版1ページ程度）に詳細な内訳を記載すること。

※2 積算内訳を算出する際は、一括して値引きを計上しないこと。（積算項目毎に値引き・調整されているものは可とする。）

※3 見積価格が、本要領の「3 予算上限額」（内訳額を含む。）を超過する場合は無効とする。

(2) 形式等

原則としてA4版10ページ以内（ただし、表紙及び目次、見積書はページ数に含めない。A3版は片面につき2ページとする。）、縦横は任意とし、ページ番号を付すこと。A3版の使用も可とするが、A4版となるよう折りたたむこと。（印刷は両面印刷で行う。）

(3) 企画案数

提出業者1社につき1案とする。

(4) 提出部数

① 企画提案書等提出書（様式第6） 正本1部

② 企画提案書（積算内訳書含む）正本1部、副本10部

※副本には事業者名及び職員名を記載しないこと

(5) 提出期限

令和6年4月22日（月）午後5時15分（期限厳守。郵送の場合は必着）

(6) 提出先

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号（本館3階）

鹿児島市こども未来局こども政策課

(7) 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

1.0 受託候補者の選定

鹿児島市こども未来局における業務委託等契約業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書とプレゼンテーションの内容を審査し、その結果を基に総合的に評価を行い選定する。（ただし、応募者多数の場合は、提出書類による一次審査を行い、上位5者程度でプレゼンテーションによる審査を行うものとする。）

(1) プレゼンテーション審査

参加者は、提出した企画提案書を用いてプレゼンテーションを行う。

① 日時：令和6年4月下旬

② 場所：鹿児島市役所（詳細は未定）

③ 留意事項

ア 開催日時、場所等の詳細については、別途通知する。

イ 持ち時間は1社当たり40分程度（企画提案書の説明20分、質疑応答15～20分）とする。

ウ 説明は、提出された企画提案書に沿って行うこととし、追加資料等は認めない。

(2) 評価項目及び評価基準・審査の視点は次のとおりとする。

評価項目	評価基準・審査の視点	評点
1. 業務実績	・子ども・子育て支援事業計画などのこども施策に係る計画策定支援及びアンケート調査に関する実績は十分か。	5
2. 業務実施体制、スケジュール	・業務を確実に実施できる体制や人材、人員が確保されているか。 ・仕様書の内容を理解し、成果品完成までの市と受託業者の具体的な日程が示されているか。	15
3. アンケート調査業務	・回収率向上に向けた有効な手法が提案されているか。 ・調査対象者の意識の傾向等をきめ細やかに把握するための分析方法が提案されているか。 ・視覚的に分かりやすい調査結果報告書の作成に係る工夫が提案されているか。	15
4. 計画策定支援業務	・基本的考え方は、近年の国のこども施策の動向等を踏まえた内容となっているか。 ・計画策定にあたっての有益な情報を収集する手段を有しているか。 ・施策の体系は一体のものとして策定する各種計画が反映された内容となっているか。	40
5. 独自提案	・これまでのノウハウや強みを活かした、計画策定あたっての独自の提案や本市の負担軽減につながる提案があるか。	20
6. 経費見積	・本業務に係る見積もり価格は適切か。 5点×提案者中最低見積価格÷見積価格（小数点以下切捨て）	5
評点総計		100

※評価項目ごとの点数を合計し、合計点数が最も高いものを受託候補者として選定する。ただし、合計点数が満点の6割以上を得なければならない。参加者が1者であっても、合計点数が満点の6割以上の場合には、受託候補者として選定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は個別に通知する。なお、審査の経緯及び選定結果に対する異議は一切認めない。

(4) その他

業務の実施にあたっては、本市と十分協議して進めることとし、企画内容に関する必要な修正については必ず応じること。

1.1 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。

なお、予定とあるものはおおむねの日程を示すものである。

日 程	内 容
令和6年4月 8日（月）	質問書の提出期限 午後5時15分まで
令和6年4月10日（水）（予定）	質問書に対する回答期限
令和6年4月11日（木）	参加申込書の提出期限 午後5時15分まで
令和6年4月22日（月）	企画提案書の提出期限 午後5時15分まで
令和6年4月下旬（予定）	プレゼンテーション審査（選定委員会）
令和6年4月下旬（予定）	審査結果の通知
令和6年4月下旬（予定）	契約締結

1.2 著作権等

- (1) 企画内容にイラスト等を使用する場合は、実際に使用可能なものとする。著作権や肖像権に関する場合は、制作業者において処理すること。
- (2) アンケート調査報告書等成果品の著作権はすべて本市に帰属するものとする。

1.3 業務の委託

- (1) 選定委員会で選定された受託候補者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該業務を委託することとし、あらかじめ見積合わせを行い契約を締結する（随意契約）。
- (2) 受託候補者が、告示の資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。
- (3) 受託候補者が令和5年度鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録されていない場合は、契約締結時に印鑑証明書を提出すること。

1.4 その他の留意事項

- (1) 本業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言う。
- (2) 企画提案書等は、返却しないものとする。また、提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 企画提案書等の作成及び提出、プレゼンテーションへの参加等、企画提案競技への参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 企画提案書等について、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。
- (5) 本プロポーザルは、アンケート調査業務及び計画策定支援業務に対する業務能力を有する事業者を選定するものであり、提案された企画内容については、実際の準備・実施段階において変更等を行うことがある。

1.5 問い合わせ先

鹿児島市こども未来局こども政策課

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

電話 099-216-1514（直通） ファックス 099-803-7628

Eメール kodo-kikaku@city.kagoshima.lg.jp